

II 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

I 勤務時間管理の徹底

(1) 勤務時間の正確な把握方法

教職員の勤務時間管理を徹底すること。事務負担が極力かからないよう、自己申告方式ではなく、サービス監督権者は、ICTの活用やタイムカードにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう努めること。

【これまでの取組・現状】

➡ ・令和2年7月から県立学校で勤務時間管理システム稼働

参考値

・ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握
(市町村教育委員会の実施割合)…89.7%(全国値93.3%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

✍ 全ての学校において、ICカード等の客観的な方法による勤務時間管理が実施されるよう、未実施の市町村教育委員会に対して、早期に適切な勤務時間管理ができる環境の構築を要請します。

[教職員課]

(2) 「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」の策定とその運用

- 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた取組を進めること。
- 今後、当該ガイドラインの根拠が法令上規定された場合には、各地方公共団体においても、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を条例や規則等で根拠付けることが考えられる点に留意すること。

【これまでの取組・現状】

➡ ・県教育委員会においては規則等を整備済
「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」
(令和2年4月1日付施行)
・令和2年4月に市町村教育委員会あて方針等の策定について通知

参考値

・上限指針を踏まえた教育委員会規則等の整備(市町村教育委員会の策定割合)
…43.6%(全国値75.4%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

- ✎ 全ての市町村教育委員会において速やかに方針を策定し、確実に遵守されるよう引き続き要請します。
[教職員課]

(3) 在校等時間データの分析・活用 **新規**

ICTの活用等によって得られた教職員の在校等時間データについて、各学校の管理職は長時間労働改善の取組検討に活用すること。また教育委員会において分析を行い、その結果を各学校へ提供することで、管理職への意識付けと長時間労働改善のための取組を促すこと。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・県立学校において出退勤システムの在校等時間に基づく過重労働対策の面接指導を実施



【今後の取組】

- ✎ 県立学校において、出退勤管理システムの在校等時間に基づき、過重労働対策のための健康管理医による面接指導の実施を徹底します。また、健康管理医の指導内容を踏まえた管理職による環境改善の取組についても、確実に実施します。
- ✎ 県立学校において、管理職は教職員の在校等時間データを活用し、学校内の業務分担の見直し、教員間の業務量の平準化など長時間労働改善のための取組を実施します。
- ✎ 県立学校における在校等時間データを集計・分析し、定期的に各学校長へ提供します。
- ✎ 各市町村教育委員会においても、在校等時間データを活用し、上記と同様の取組を行うよう要請します。
[教職員課]

(4) 勤務時間に関する例規の整備（勤務時間の割振り、休憩時間、変形労働時間制）

- 登下校時刻、部活動、会議等については、適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した休憩時間設定を行うこと。
- 通常の勤務時間外の時間帯にやむを得ず勤務を命じざるを得ない場合には、服務監督権者は正規の勤務時間の割振りを適正に行う措置を徹底すること。
- フレックス制を活用し、各教職員の状況に応じて、柔軟で多様な勤務形態を選択できるようにすること
- 長期休業期間に一定期間の学校閉庁日を設定するなどの工夫を行うこと

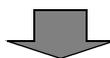
【これまでの取組・現状】

- ➔ ・休憩時間の一斉付与の例外に関する規程整備
- ・勤務時間の割振り等に関する規則の制定
- ・フレックス制に関する規則の制定
- ・学校閉庁日の設定

参考値

- ・休憩時間の一斉付与の例外制度を活用し、所定の休憩時間以外に設定されたことがあるか
小学校13.1% 中学校13.5% 高等学校14.0% 特別支援学校44.5%
 - ・勤務時間の割振り制度について管理職からの提案等があった
小学校40.5% 中学校30.5% 高等学校44.7% 特別支援学校77.2%
 - ・フレックス制度を活用したことがある
小学校3.7% 中学校3.6% 高等学校9.4% 特別支援学校3.3%
- 「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)
- ・学校閉庁日の設定(市町村教育委員会の設定割合)
…100%(全国値98.6%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

- ✎ 休憩時間の一斉付与の例外制度の活用が進んでいないことから、校長会等で改めて制度説明を行うとともに、教職員への提案の促進を呼びかけます。
- ✎ 令和3年度から制度化した、「勤務時間の割振り」や「フレックス制」について、制度の理解が深まり活用が促進されるよう、質疑応答集の充実や研修会の開催などを実施します。
- ✎ 変形労働時間制については、市町村教育委員会や学校からの理解が得られるよう、制度の手引きや質疑応答集などを作成し、制度導入に向けた取り組みを進めます。
- ✎ Google Workspace for Educationを用いて服務制度に関する通知や様式を容易に入手できるWebサイトを作成します。

[教職員課]

(5) 勤務時間外の連絡対応等の体制整備（留守番電話・メール等）

教師が保護者や外部からの問い合わせへの対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡に支障が生じないように連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・県立学校における勤務時間外の緊急時連絡体制の整備実施
- ・市町村教育委員会に働き方改革を意識した緊急連絡対応の見直しを要請

参考値

- ・留守番電話の設置やメール等による連絡対応等の体制整備を行った県立学校の割合(留守番電話のみ把握) …76.2%

「令和5年1月県教育委員会調べ」

- ・勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話等の設置やメールによる連絡対応の体制を整備(市町村教育委員会の実施割合) …46.2%(全国値56.1%)

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

- ✎ 全ての県立学校において、留守番電話の導入、学校・保護者間の欠席連絡等のメール配信システムの活用などにより、勤務時間外の緊急連絡対応等の体制を整備します。また、市町村教育委員会にも導入を目指すよう要請します。
[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

(6) 保護者や地域への啓発（学校運営協議会等の活用）

適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域の理解を得る。学校運営協議会の設置を県内に拡充し、その場を活用すること。各教育委員会は、地域学校協働本部（コミュニティ協議会・地域教育協議会）やPTA等の協力も得ながら、学校に対して必要な支援を行うこと。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・保護者・地域の方々向けのリーフレットを令和2年に発行・配布
- ・学校運営協議会の設置拡充に向け、令和3年度は41カ所の市町村教育委員会及び学校等へ訪問・研修及びCSアドバイザーを派遣

参考値

・コミュニティ・スクールの導入率…37.5%(全国値42.9%)

「令和4年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」(文部科学省)

・地域と連携・協働することが学校の業務負担軽減や業務改善につながるために必要な要素(管理職対象)

学校の現状について地域の理解が深化すること …65.7%

多くの地域人材(地域ボランティア)を確保すること …60.8%

地域人材による地域学校協働活動推進員等が配置されること …49.2%

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



【今後の取組】

 保護者・地域の方々向けのリーフレットを継続的に発行・配布します。

[教職員課]

 学校の現状について地域の理解を深めるため、学校運営協議会の場の活用を推進します。なお、小・中・義務教育学校における学校運営協議会の導入においては、市町村教育委員会を通じて必要な支援をします。

 学校が地域学校協働本部(コミュニティ協議会・地域教育協議会)やPTA等と連携体制を構築する際、市町村教育委員会がその伴走・支援を行うよう要請します。

[人権・地域教育課]

2 労働安全衛生管理の徹底

労働安全衛生法により義務付けられている管理体制の未整備は法令違反であり、学校の設置者は速やかに体制の整備を行うこと。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・健康教育等担当者連絡協議会や教育長会等において、労働安全衛生管理体制の整備について要請

参考値

- ・域内の学校において、労働安全衛生法に定められているストレスチェックを実施（市町村教育委員会の実施割合） …71.8%（全国値88.6%）

「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」（文部科学省）

- ・労働安全衛生法で義務化されているものについて、設置・選任しているか

※（ ）内は全国平均値

衛生管理者 …小学校75.0%（90.7%）、中学校66.7%（92.4%）

産業医 …小学校100%（80.6%）、中学校50.0%（84.9%）

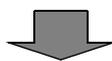
衛生委員会 …小学校25.0%（84.8%）、中学校50.0%（88.2%）

衛生推進者 …小学校92.4%（93.6%）、中学校88.0%（92.2%）

「令和3年度公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査」（文部科学省）

- ・県立学校における衛生委員会の実施率（毎月1回以上開催している学校の割合） …71.4%

（県教育委員会調べ：令和4年4月～9月実施分）



【今後の取組】

- ✎ 全ての学校で適切に労働安全衛生体制が整備され、ストレスチェックについても実施されるよう、未実施の市町村教育委員会に対して、早期の整備を要請します。
- ✎ 県立学校における労働安全衛生委員会が月1回確実に実施されるよう、各校長に指導していきます。

[教職員課]

3 教職員のメンタルヘルス対策 **新規**

(1) 予防的取組の推進

教職員のメンタルヘルスに関する相談体制を強化し、メンタル不調者の早期発見と適切な対応を図ること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・ストレスチェックの結果が高ストレスであった職員について、本人が希望すれば産業医(健康管理医)の面接を実施
- ・職場の環境改善のための研修を実施
- ・中堅教職員や新規採用職員を対象にメンタルヘルスに関する研修を実施
- ・県教育委員会事務局、市町村教育委員会及び県立学校・市町村立小中学校の管理職を対象にメンタルヘルスセミナーを開催
- ・公立学校共済組合非加入者を対象に臨床心理士によるカウンセリング窓口を設置(公立学校共済加入者は共済組合が別途実施)

参考値

- ・悩みを抱えている教職員の方は、どのような相談窓口の設置を希望しているか
- 専門医(精神科)への相談・・・35.2%
- 臨床心理士への相談・・・・・・31.1%
- 健康管理医への相談・・・・・・25.7%

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



【今後の取組】

- ✎ 県教育委員会において、ストレスチェックの結果が高ストレスで希望する職員に対して、引き続き産業医(健康管理医)の面接を実施します。市町村教育委員会にも同様の取組を要請します
- ✎ 県教育委員会において、メンタルヘルスに関する各種研修・セミナーを引き続き開催します。
- ✎ 県教育委員会において、教職員のメンタルヘルスに関する新たな相談窓口を設置します。また、市町村教育委員会にも相談体制の強化について要請します。

[教職員課]

(2) 復職支援の取組の推進

精神疾患により特別休暇取得・休職している教職員が、スムーズに職場復帰できる仕組みを構築すること。

【これまでの取組・現状】

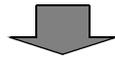
- ➡ ・教育研究所において、特別休暇(精神による疾病でうつを除く)を取得している教

諭(採用後15年まで)について、市町村教育委員会と学校長に原因等聞き取り調査を実施。

参考値

- ・精神疾患により休職している教職員数
小学校24人 中学校13人 高等学校8人 特別支援学校4人
- ・精神疾患により休職している教職員数が全教職員に占める割合
小中学校0.48%(全国平均0.64%)

「令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査」(文部科学省)



【今後の取組】

- ✎ 実情に合った支援体制を構築するため、教育研究所の聞き取り調査等をもとに、教職員の復帰を支援します。

[教職員課]

4 評価（人事評価・学校評価等）、研修での意識改革

(1) 人事評価における評価項目の整備

学校の教職員一人一人が業務改善の意識をもつために、人事評価について働き方も含めた目指すべき教師の姿を提示すること。管理職の登用等の際には、働き方改革への取組状況を適正に評価すること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・管理職が入れ替わっていく現状を踏まえて、評価者研修会を毎年実施
- ・令和2年度の人事評価制度改正において、評価項目の視点として「業務改善の推進」「働き方改革の推進」を追加
- ・自己申告評価シートの「学校運営に係る重点目標」について、「業務改善の推進」の視点を踏まえて目標を設定。



【今後の取組】

- ✎ 評価者研修会を継続するとともに、より丁寧な研修内容にします。
[教職員課]

(2) 管理職、教職員の意識改革（研修の充実）

- 管理職の育成に当たって、教職員の組織管理や勤務時間の管理、労働安全衛生管理等をはじめとしたマネジメント能力を重視すること。学校経営方針等において働き方に関する視点を盛り込み、加えて働き方に関する校内研修の充実を図り、教職員の働き方を変えていく意識を強くもたせること。
- 教員研修施設等において実施される校外研修の精選やオンラインによる研修の実施など過度に負担とならないよう必要な配慮を行いつつ、各種研修に働き方改革や勤務時間を意識した業務改善等についての講義・演習を取り入れること。

【これまでの取組・現状】

- ➡ ・校長研修において組織マネジメントの内容の講義を実施
- ・副校長・教頭研修講座及び子どもの自殺予防研修講座等において、働き方改革、業務改善及びメンタルヘルスに関する内容の講義・演習を実施
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の措置により、研修講座の多くを遠隔研修等に切り替え、内容の精選、時間の短縮等により実施
- ・初任者研修講座等において、セルフマネジメント及びメンタルヘルスの内容を盛り込んで実施
- ・講座実施日については、一部の研修講座を遠隔研修や課題研修(オンデマンド研修)として実施することで、受講者の都合の良い時間や場所で受講を可能とする研修講座の企画・実施

参考値

- ・働き方改革が進んでいると感じる教職員の割合
 - 管理職 感じる:57.6% 感じない:42.4%
 - 教職員 感じる:36.6% 感じない:63.4%
- ・遠隔研修のメリットが大きいと感じている教職員の割合
 - 管理職 感じる:33.7% 感じない:9.8% 内容等による:56.5%
 - 教職員 感じる:39.7% 感じない:10.9% 内容等による:49.4%
- ・参集型が望ましいと思う研修内容
 - 管理職 演習を伴う研修:60.2% 初任者・新採研修:44.9%
 - 管理職研修:30.2%
 - 教職員 演習を伴う研修:52.7% 初任者・新採研修:22.5%

「令和4年度学校における働き方に関するアンケート」(奈良県教育委員会)



【今後の取組】

- ✎ 管理職の資質向上に関する指標に基づき、働き方改革の研修を、継続して実施します。また、校長が学校経営方針における働き方に関する視点を明確化させ、業務改善に向けた校内研修などで教職員の意識を変えていく取組を進めるよう市町村教育委員会を通して要請します。
- ✎ 教育研究所で実施する研修講座について、内容により実施方法を見直し、ICTを活用した遠隔研修やオンデマンド研修を積極的に取り入れるとともに、今後も業務改善等についての講義・演習を実施します。
[教育研究所]

(3) 学校評価での点検・教育委員会の自己点検

働き方に関する項目を学校評価に位置付け、業務改善の点検・評価の取組を推進するよう所管の学校に対して指導すること。教育委員会が策定する業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、実効性の観点から自己点検・評価すること。

【これまでの取組・現状】

- ➔ ・管理職に対して県立校長会で連絡
- ・県立学校に対して学校評価の重点的な項目として位置付けるようメール連絡
- ・取組の状況の検証・評価を行い、学校における働き方改革推進会議において議論
- ・地教行法に基づく教育委員会内の点検・評価に位置付け(R3年度実績についてR4に評価)



【今後の取組】

- ✎ 全ての県立学校において、学校評価に位置付けた働き方に関する項目に基づき、業務改善の点検・評価の取組を推進します。

[学ぶ力はぐくみ課、高校の特色づくり推進課、特別支援教育推進室]

✎ 引き続き毎年度、取組の状況の検証・評価を行い、学校における働き方改革推進会議において議論します。

✎ 引き続き、働き方改革を地教行法に基づく県教育委員会の点検・評価項目として位置付けるとともに、市町村教育委員会へも要請します。

[教職員課]